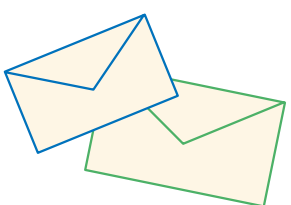


よくある相談Q&A

被害やトラブルに遭わないための対応要領(その2)



私たちの日常生活を取り巻く環境は、規制緩和や情報化の進展などによる社会情勢の変化により、大きく変化しています。こうした中、消費者トラブルや職場でのトラブル、家庭内でのトラブルなどは増加しています。また、内容も複雑多様化しています。

また、粕屋警察署でも多くの相談が寄せられ、その数は年々増加しています。そこで、同署では相談として受理することが多く、日常生活の中で巻き込まれる可能性が高い事例を、先月号と今月号で紹介しています。特に、金銭関係やインターネット関係、対人関係のトラブルについて、一般的な対応要領を心得ることにより、被害やトラブルに遭わないようにしましょう。

ストーカー

(元の内縁の夫につきまとわれてくる。)

Q 半年前に別れた内縁の夫が、私の勤務先や自宅に押し掛けて来て「俺ともう一度やり直そう。」などと繰り返し言うようになってくるとなり、「やり直せない。」と説明してもわかってもらえない。

A **ストーカー行為等の規制等に関する法律**に該当すれば、同法律によって対応することとなるのは当然ですが、同法律に該当しなくとも、**他の刑罰法令に抵触すれば、検挙その他の適切な措置を取ることが**できますので、警察に相談してください。

・**刑罰法令に該当しなくとも、必要がある**と認められる場合には、**相手に対して指導・警告**することができます。

・**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律**(通称DV防止法)により、相談者やその子どもの保護など、最善の方法を考

えることができます。今後、家族がどうすべきなのか、**配偶者暴力支援センターに相談**してください。親兄弟、友人などに相談するなどし、夫の暴力がエスカレートしないようにするなどしてください。離婚問題については、弁護士などに相談するなどしてください。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

(夫の暴力がエスカレートしてきている)

Q 最近、夫が酒を飲んで怒りだし、私はもちろん子どもにまで暴力を振るう。子どものこともあり、どうしたらいいかわからない。

A たとえ、妻子であっても暴行罪や傷害罪は成立します。**暴力を振るわれたときは、すぐに110番通報**してください。

被害申告の意思がない場合であっても、**夫に対する警告・指導**はできます。警察に相談してください。

・粕屋保健福祉環境事務所
☎939・0511

・福岡県女性相談所
☎711・9874

・粕屋地区女性ホットライン
☎401・5353

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

(会社の上司に嫌がらせされる)

Q 会社の同僚から頻繁に食事やカラオケに誘われ、断ることができずに付き合いすぎてきたが、最近、仕事中にホテルに誘われるなど、嫌な思いをしている。

※法テラス(日本司法支援センター)
☎050・3383・5501

※粕屋地区女性ホットライン
☎401・5353

※玄海弁護士センター(福岡県弁護士会法律相談センター)
☎940・4100

警察署・交番に来ることができない場合は、「家族や友人に状況を説明し、協力を求めること」「携帯電話や防犯ブザーを常に携帯すること」「夜中に一人歩きや暗がりで見通しのきかない場所などは通らないこと」「現住所から引越すことや自宅および携帯電話番号を変更すること」などに注意してください。

・**暴力的な言動や自宅周辺において不審な状況に気付いた場合は、迷わず110番通報**してください。

児童虐待

(近所に毎晩激しく泣く幼児がいる。)

Q 近所に3〜4歳くらいの男の子がいる家族が住んでいるが、毎日のように子どもの激しい鳴き声が聞こえたり、大人の大きな怒鳴り声が聞こえる。子どもが虐待を受けているのではないかと心配である。

A 子どもの一生を左右するおそれのある児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならぬ課題です。**状況などを詳しく教えてください。**

・**最寄りの児童相談所、福祉事務所または警察署、交番に通報**してください。

・大人の怒鳴り声や子どもの鳴き声が聞こえるときには、110番通報してください。

・**連絡した人の秘密は必ず守ります**ので、まずは相談してください。

※粕屋保健福祉環境事務所
☎939・1929



パワー・ハラスメント(パワハラ)

(会社の上司に嫌がらせされる)

Q 会社で上司よりも実績を上げたことを逆恨みされ、その上司から嫌がらせを受けている。

A 刑罰法令に該当する行為があれば、適切な措置を講じますので、**警察に相談**してください。

・損害賠償請求など民事訴訟を起すことができます。**パワハラに関する相談窓口(法テラスなど)や弁護士、司法書士などに相談**してください。

・相手自宅に押し掛けてくるようなことがあれば、すぐに110番通報してください。

※法テラス(日本司法支援センター)
☎050・3383・5501

※玄海弁護士センター(福岡県弁護士会法律相談センター)
☎940・4100

おかしう思ったらい、相談ください。

▼相談・問合せ先
粕屋警察署・最寄の交番
☎939・0110

